

児童手当手続きフローチャート

手続きが必要となった場合は申請をお願いします。

現在、忍野村から児童手当を受給していますか。

※特例給付（児童1人につき月額5,000円）受給者も「はい」となります。
※勤務先から児童手当を受給されている公務員は、勤務先で手続きしてください。

はい

※お子さんは村外に住所があり、仕送りなどの経済的負担をしている場合も含まれます。

いいえ

高校生より上（平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方）のお子さんがいますか。

はい

いいえ

大学世代のお子さん（平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方）がいて、年齢順にその人を1人目と数えたとき、高校生以下のお子さんが3人

はい

いいえ

「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

必要な書類

- ①マイナンバーが分かるもの（村外に住むお子さんのを含む）
- ②本人確認できる書類（免許証、マイナンバーカード等）

原則、手続きは不要です。

ただし、高校生で村外に住所がある場合は手続きが必要です。

※「別居監護申立書」の提出が必要です。

※支給期間の延長手続きは不要です。（15歳年度末から18歳年度末まで延長）

はい

いいえ

高校生以下（平成18年4月2日以降に生まれた方）のお子さんがいますか。

「児童手当新規認定請求書」の提出が必要です。

必要な書類

- ①振込先が分かるもの
- ②マイナンバーが分かるもの（配偶者、お子さん及び村外に住むお子さんのを含む）
- ③本人確認できる書類（免許証、マイナンバーカード等）

※父母のうち所得が高い方が公務員の場合は勤務先へご確認ください。

※必要に応じ「別居監護申立書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」の記載が必要です。

留意事項

児童手当は父母等の所得の高い方が受給者になるので、受給される方が住む市町村へお問い合わせください。

高校生以下のお子さんの父母等が村外に住んでおり、村外の市町村から児童手当の支給を受けている方は、父母が住む市町村へお問い合わせください。

手続きは必要ありません。

児童手当の支給対象の要件を満たしていないため。

【問い合わせ先】 忍野村役場 住民課 0555-84-7796（直）